

令和2年度高知県サバフグ等取扱者講習会（第2回）開催案内

1 講習会の開催日時及び会場

	開催日時	会場	定員
1	令和3年2月3日(水)	高知県立青少年センター (香南市野市町西野303-1)	70名
2	令和3年2月10日(水)	高知市中央卸売市場 管理棟3階大会議室 (高知市弘化台12-12)	50名
3	令和3年2月12日(金)	幡多総合庁舎 3階大会議室 (四万十市中村山手通19)	30名
4	令和3年2月15日(月)	中土佐町民交流会館 (高岡郡中土佐町久礼6584)	100名
5	令和3年2月22日(月)	田野町ふれあいセンター 多目的会議室 (安芸郡田野町1456-42)	60名
6	令和3年2月24日(水)	土佐市USAくろしおセンター 多目的ホール (土佐市宇佐町宇佐888-1)	70名

※試験会場には駐車場がありますが、数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

2 講習会の内容及び時間

- (1) 受付 午後1時から
- (2) 学科講習 午後1時30分から午後2時30分まで
 - ア 食品衛生法規
 - イ 食品衛生学
 - ウ 高知県における関係法規
(「ふぐ取扱い条例」、「高知県サバフグ及びヨリトフグの衛生確保に関する指導要綱」及び「高知県サバフグ等取扱者講習会実施要領」等)
 - エ ふぐに関する知識
- (3) 実技講習 午後2時30分から午後3時20分まで
ふぐの処理技術等(動画視聴)
- (4) 確認テスト 午後3時30分から
- (5) 修了証交付 午後4時頃終了予定

3 受講手続

サバフグ等取扱者講習会受講申込書(様式第1号)に、受講要件を証明する次のいずれかの書類を添付して提出すること。

- (1) サバフグ及びヨリトフグ取扱業務従事証明書(様式第2号)
- (2) サバフグ及びヨリトフグ取扱業務申立書(様式第3号)

従事証明は、原則、営業者が行うものとし、被証明者が営業者の場合は、申立書を提出すること。

4 申込書受付

(1) 受付期間、提出先

受付期間は、令和3年1月12日(火)から申込締切日(下表)の平日、午前8時30分から午後5時15分まで。(12時から午後1時を除く。)

郵送の場合は、申込締切日まで消印有効です。

(2) 提出先

下表の福祉保健所等に持参又は郵送により提出してください。

	会場名	申込締切日	提出先
1	高知県立青少年センター	令和3年1月20日(水)	中央東福祉保健所 〒782-0016 香美市土佐山田町山田 1128-1 (TEL) 0887-53-3190
2	高知市中央卸売市場 管理棟	令和3年1月27日(水)	食品・衛生課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 (TEL) 088-823-9672
3	幡多総合庁舎	令和3年1月29日(金)	幡多福祉保健所 〒787-0028 四万十市中村山手通19 (TEL) 0880-34-5119
4	中土佐町民交流会館	令和3年2月1日(月)	須崎福祉保健所 〒785-8585 須崎市東古市町6-26 (TEL) 0889-42-1999
5	田野町ふれあいセンター	令和3年2月8日(月)	安芸福祉保健所 〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36 (TEL) 0887-34-3173
6	土佐市USAくろしおセンター	令和3年2月10日(水)	中央西福祉保健所 〒789-1201 高岡郡佐川町甲1243-4 (TEL) 0889-22-2588

5 問い合わせ先

高知県健康政策部食品・衛生課(電話088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所まで。